新ＰＬ学の確立を
目指します。

Since April 1st.2015

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies

ご案内

一般社団法人 PL 研究学会

http://aplics.org

設立趣旨 (会長挨拶）

～新ＰＬ学の確立に向けて

わが国では、すでにリスクマネジメント分野に関しては大学や研究所において多数の研究者が活躍されており、また優れた研究も発表されておりますが、「製品の安全」を中心的テーマに掲げる研究者集団は多くないと考えております。安倍首相が「消費者の安全・安心を確保する」と演説（平成２５年２月２８日、第１８３国会施政方針演説）を行い、世界で一番の安全・安心な国を指向しようと考えるとするならば、わが国が他国より優れている「物づくり」において製品の安全を窮め、安全・安心な社会の醸成を目指していかなければならないでしょう。

一般社団法人ＰＬ研究学会の目的は、この製品の安全について世界のモデルとなるような社会を構築することにあります。製品の安全に関しては、あるべき事業者の経営姿勢、事故の抑止策の科学的検証方法、事故の被害者救済策の合理的制度組み、施行後２０年を経た製造物責任法の改善提案、事故が生じた製品のリコールの対処方策、安全でない製品の市場からの排斥策、消費者に対する利用方法の望ましい伝達など様々な論点が現時点で指摘されるところです。

これからすれば、ＰＬ研究学会は単に製造物責任法の法文解釈や判例評釈のみを研究する学会ということではありません。１９９５年７月に施行された製造物責任法の目的（国民生活の安定向上と国民生活の健全な発展に寄与すること）を踏まえ、広く製品の安全について大学や研究所の研究者の皆様と事業者の皆様（製造業者、流通・小売業者などの皆様）が協力して研究し、もってわが国を世界で冠たる「物づくり」の国に再構築していかなければならないと思っているところです。もとより、この研究に際しては国や地方自治体など行政の皆様からの真摯なご意見をお聞きすることが必要となると思いますし、また消費者の皆様からの種々のご批判も反映させていただくことが求められるかと思っています。私たちＰＬ研究学会の会員は、わが国の製品が諸外国の方々から高く評価されているのは、製品の高機能性に加え、製品の安全が付加されているからだと言えるようになることを願っているわけです。

会長プロフィール

大羽宏一（おおば　ひろかず）

1943 年生まれ、一橋大学商学部卒、損害保険会社勤務を経て 1998 年大分大学経済学部教授、2003 年大分大学附属図書館長、2006 年大分大学名誉教授、同年尚絅大学短期大学部教授、2008 年尚絅大学学長、2015 年尚絅大学名誉教授。専門はリスクマネジメント学、消費者経済学、保険学など。国民生活審議会消費者政策部会委員 (2002 年～2003 年）などの社会貢献活動を行っている。

※ＰＬとは、Product Liabilityの略で、製造物責任のことです。わが国で、1994年に法律となり、1995年に施行されました。製品の欠陥（通常有すべき安全性を欠いていること）に起因する事故について事業者に対し厳格な責任を定めています。元々アメリカの判例の中で発展してきた法の考え方ですが、今や多くの国で同様な法律が制定されています。

ＰＬ研究学会の活動内容

このＰＬ研究学会では、主として次の３つの研究部会にて、それぞれ１年に１度、研究成果を公表していきます。

【法律体系研究部会】　部会長　細川　幸一　日本女子大学家政学部教授

製品の安全に関する法律体系研究について・・・製造物責任法の見直し提案のみならず、総合的にみた製品の安全についての法律体制整備の研究が待たれています。製品の安全を高める方策を構築しようとすれば、その一方で安全性のない製品をどのようにして市場から排斥するかという「法と経済学」の大きなテーマとも絡むということとなります。製品の選択を市場メカニズムに委ねるためには、消費者側の責任ある行動も必要となってくるでしょう。次に、万一、事故が発生した場合、被害者救済策として訴訟以外の実効性のある合理的な制度のあり方も検討していきたいと考えています。

【製品リコール研究部会】　部会長　越山　健彦　千葉工業大学社会システム科学部教授

製品リコール研究について・・・製品の安全な使用を考える時に、出荷後の是正措置は避けて通れない課題といえますが、これを適切に行うことが求められることは当然なことといえます。これについては被害拡大防止の観点からも大切なものといえ、今は研究として緒についた段階ですが、これから制度として確立していかねばならない重大なテーマということができます。ともすれば事業者は消費者に製品が適正に届けば完了という考え方を持ちますが、今日的には市場で製品事故が発生すれば、別の消費者の手元にある同種製品についての対処が求められることとなります。

【消費者対応研究部会】　部会長　大羽　宏一　大分大学名誉教授　尚絅大学名誉教授

消費者対応研究について・・・消費者に対する製品の説明は流通機構が複雑になっている現代では、ともすれば十分な情報伝達ができないこともあります。店舗の従業員が完全な製品知識を持合わせていないことが少なくないという状況があるからです。そこで取扱説明書の記述（使用上の警告を含む）が、事業者と消費者を結びつけるものとして大切なツールとなりますので、この取扱説明書の記述方策（警告を含む効果的な利用方法の伝達）の研究が大事になります。これについては消費者教育推進法（２０１２年制定 ）の考え方を基に、単に学校教育のみではなく社会教育（生涯教育）も考え合わせ研究していくことが求められるでしょう。

当学会会員について

立場、職種を問いません。当研究学会では、各方面幅広い事業者の方々のご参加を期待しています。会則などをよくお読みになり、ホームページから申込書をダウンロードして、所定の手続きをお願いします。（所定の紹介・推薦が必要です）

【会費について】

賛助会員：法人、団体など・・・年会費５０，０００円（入会金はありません）
正 会 員：個人・・・・・・・・・・年会費１０，０００円（同上）
準 会 員：学生・・・・・・・・・・年会費５，０００円（同上）

学会誌の発行について

当学会では、会員の研究成果を学会誌を通し、広く公表します。
学会誌名称は『新 PL 研究（ The Journal of New Product Liability）』とします。
また、原稿は下記の通りです。詳細は『学会誌原稿募集要項』をご参照ください。

・査読論文
・一般論文
・研究ノート

法人概要

団体名称　一般社団法人　PL 研究学会
英字名称　Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
略　　称　APLICS

【役員】

会　　長	大羽　宏一	大分大学名誉教授　尚絅大学名誉教授
副 会 長	渡辺　吉明	日本テクニカルデザイナーズ協会会長、東北工業大学ライフデザイン学部客員研究員
副 会 長	小林　　誠	立命館大学　経営学部客員教授
副 会 長	長谷川博彰	静岡大学客員教授、（資）創慧研究所　代表取締役
理　　事	木村　圭太	弁護士 (第一総合法律事務所パートナー、第二東京弁護士会所属)
理　　事	細川　幸一	日本女子大学家政学部教授
理　　事	越山　健彦	千葉工業大学　社会システム科学部教授
理　　事	鴻上　喜芳	長崎県立大学経済学部教授
理　　事	竹井　直樹	（一社）日本損害保険協会シニアマネージャー
理　　事	内田　知男	エリーパワー株式会社　常勤監査役
名誉顧問	宮城　光信	東北工業大学学長
名誉顧問	梁瀬　和男	元愛知学泉大学教授
幹　　事	山岸　義彦	日本テクニカルデザイナーズ協会代表理事、東北工業大学ライフデザイン学部客員講師 (予定)

設立日　平成２７年４月１日
事務局　東京（下記）

検索は 「PL　研究」

ホームページ
http:aplics.org

問い合わせフォーム

QR コードでスマホからアクセスできます。

一般社団法人 PL 研究学会
【事務局】〒173-0013 東京都板橋区氷川町４７－１－００１
電話 /FAX　０３－３９６２－５５１５
※お問い合わせはホームページの問い合わせフォームよりお願いします。
※事務局宛メールは　jimu-tokyo@aplics.org